

第 1 1 節 交通規制・緊急輸送活動

本町は、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるものとする。

泉大津警察署及び道路管理者は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施するものとする。

第 1 陸上輸送

1 地域緊急交通路の確保

(1) 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保

泉大津警察署及び道路管理者は、地域緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を本町及び大阪府に連絡する。

ア 点検

道路管理者は、使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を大阪府及び泉大津警察署に連絡する。

イ 交通規制

道路管理者は、道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、泉大津警察署と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。

災害等により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又はこれを発見若しくは通報等により覚知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行う。

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第 4 6 条第 1 項
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第 4 条第 1 項
	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため、緊急の必要があると認められるとき	災害対策基本法 第 7 6 条第 1 項

警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法第5条第1項
警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第6条第2項 同 第4項

ウ 道路啓開

道路管理者は、民間建設業者等の協力を得て、啓開作業を行う。

(2) 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官・自衛官及び消防吏員による措置等については、災害対策基本法に基づき、次のとおり実施する。

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	<p>1 通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。</p> <p>2 措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。</p>	災害対策基本法第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急車両及び消防用緊急車両の通行のため、上記措置を行うことができる。	

(3) 交通規制の標識等の設置

泉大津警察署及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(4) 緊急交通車両の確認

ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、泉大津警察署で標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ 地震発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、民間業者等から調達した車両については、直ちに自動車車検証等の必要書類を泉大津警察署または大阪府総務部危機管理室に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

2 緊急交通路の周知

本町及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるために、住民への周知を行う。

3 輸送手段の確保

本町は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、本町の所有する車両を活用するほか、輸送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

第2 水上輸送

1 輸送手段の確保

本町は、大阪府、泉大津警察署、第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第3 航空輸送

1 輸送基地の確保

- (1) 本町は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、大阪府に報告する。
- (2) 本町及び大阪府は、大阪市消防局、泉大津警察署、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

本町は、大阪市消防局、泉大津警察署、第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）、自衛隊の協力を得て、輸送手段の確保を図る。